

## 総務文教委員会会議録

### 1 審査事件

#### (1) 議案第 81 号 権利の放棄について

#### (2) その他

2 日 時 令和 3 年 7 月 29 日 本会議休憩中

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 桑原郁夫、横山正樹、星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、  
森島守人、本田 篤、(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、今井主任

8 経 過

開 会 (11 : 25)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会します。本委員会に付託されました議案について審査願います。

#### (1) 議案第 81 号 権利の放棄について

森島委員長 日程第 1、議案第 81 号 権利の放棄についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

桑原総務政策部長 先ほど本会議の中で、渡辺一美議員から求められました参考とした文献資料というものでございますが、今お手元に配付をさせていただきました資料でございます。これにつきまして関連いたしますが、先ほど本会議の場で佐藤達雄議員から事務の適切な執行といった部分で質疑を受けておりますので、関連する部分についてこの資料を用いてご説明させていただきたいと思っております。なおこの資料につきましては、執筆者からこれを引用することにつきまして、了解を取っておるものでもございませんので、その点につきまして、あらかじめご了解をいただければと思っております。(資料「地中から発見された産業廃棄物に関する売主の瑕疵担保責任について」及び「平成 28 年 5 月 26 日 監査公表第 1 号 魚沼市職員措置請求監査結果」により説明)

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠藤委員　先ほど提案理由の説明の中で、これは市長の政治判断ということでありますので、何をもってしても市長が判断したことについては、それがどのように精査したのか詳しく説明がない中でも、それを言われてしまうと、もうどうもならない部分もある中でありますけれども、この判断については、委員個々といたしましても的確な判断の中で市民に説明のつくやり取り、この議案の議決になるべきかなと思っていますが、今ほど損害額のほうでありますけれども、遅延損害額も含むということになっておりますが、この辺についての算出というのはできあがっているのでしょうか。

桑原総務政策部長　遅延損害金に関しましては、現在まだ計算をしておりません。というのも、従前からこれに関しても議会場で質問がなされてきたわけでありましたが、債権の元本部分が納付された時点で算定することになりますので、納付されない以上請求もできませんので、今のところは算定をしていないというところでございます。

遠藤委員　仮に議案が可決になった時点で、それは執行しないことになるわけですが、そこから遡って算出が始まると、こういうことでよろしいですか。

桑原総務政策部長　あくまでも元本部分の納付をいただいた時点で計算をすることになりますので、それができない以上、仮定の話という部分になりますけれども、その部分については踏み込めないという部分で認識をしております。

遠藤委員　確認ですが、元本部分が支払い義務がなくなった時点で、それは一切その部分もなくなるという判断になるということですか。

桑原総務政策部長　そのように認識しております。

大平委員　市長は精査をしたということを繰り返し述べています。就任して以来、精査をしたんだという話をしております。精査をした、具体的に調査ですね。どの程度かけて、そしてどのような精査のやり方を行ったのか分かりましたら教えてください。

桑原総務政策部長　精査の具体的な内容でございますけれども、先ほど本会議場で市長も少し触れましたが、いろいろと市長が各方面から伺った意見もあるんでしょうけれども、そうした様々な知見を参考にして検討をされたという部分で考えております。なおそのほかに、これまでの類似の事例も含めて、今後賠償額に係る相手方の協議の見込みですとか、費用回収の見込み、そういったものも含めまして、あるいはそもそもこれが続けることがいいのかどうなのか、そういったところをじっくり中で精査をさせていただいたというものでございます。

大平委員　当局だけではなくて、関わった方、関係者にも徴取をしたということですか。それは今まで会議録だとか、意見書だとか資料は山のようにありますが、それらだけでということではなくて、聞き取りなんかもやったということですか。

桑原総務政策部長　直接この件に関係する地権者については話は行っておりません。また当時関わった職員についても大半がもう退職しておりますので、残っている職員、それから様々な過去の資料、そういったものを参考にさせていただいたということでございます。

大平委員　期間については具体的に、じゃこれをこうしようと、本気でちょっと考えようということからスタートしたと思うんですが、具体的な期間というのはありますか。

桑原総務政策部長　今年度の当初予算を要求させていただいた段階で、これについては予算

審査特別委員会等で本件についていろいろと質疑が出されたところでございます。それを  
含めまして、これまでの間内部で精査を続けてきたということでございます。

大平委員　それでは予算が通ったと、議論がいろいろあったのでその後に本気で考えようと、  
答弁に出てますので、そういう理解でよろしいですか。

桑原総務政策部長　詳しい時期までははっきりいつだったかという部分までは申し上げられ  
ませんが、内部では市長のお考えも含めまして、その辺りからいろいろと議論をしてきた  
ということでございます。

大平委員　高度な政治判断だったという部分ですけども、やはり対地権者に対しても市が  
取ってきた対応というのは、非は認めていらっしゃらない部分はあるけれども、住民に対  
してそういう対応を長年とり続けてきたことに対しての、道義的とでもいいでしょうか、  
そういう部分については我々も高度な政治判断ということで、市民に説明をしなければなら  
ない立場なので、そういうことを考えると道義的な責任の部分、事務手続き上は不備は  
ないと、ただし今資料にあったようにこの判断でよかったのかと疑問符が残るようなそう  
いう話がありましたが、道義的な責任の部分については、どのような考え方と経過があり  
ましたら教えてください。

桑原総務政策部長　先ほど本会議の場で市長が答弁されましたように、このままの状態が不  
幸を生み出しているというところがありましたので、もうそういったところが道義的とい  
うものではないかと考えております。

桑原委員　外構整備工事を行っていて、廃棄物が出た時点で、廃棄物処理と外構工事の種別  
は全く違うと思うんですが、確かに詳しい調査は難しいにしろ、競争入札という形は取れ  
なかったんですかね。

桑原総務政策部長　もう過去のことという部分でもって前置きをさせていただきたいかと思  
いますが、当時は当初発注した外構工事、これの中で発見をされたという部分でありまし  
たので、その外構工事、これ自体は一般競争入札で発注されておりますが、その追加部  
分として変更をかけて増工をしたと。今おっしゃった費用を含めた中で契約変更を行わせ  
ていただいたというものであります。

桑原委員　確かにそうだと思いますが、工事を請け負って、変更があったときに本当に行政  
の担当も写真が少ないというのは資料を見れば明らかで、それは不備であると思うんです  
が、業者の立場としても増工をもらうための資料が全くないように感じ取れますが、どう  
してそれが行政も請負工事者もなかったのかというのが非常に疑問なんです、過去の調  
査として発表されていないような感じもあるんですがどうですか。

桑原総務政策部長　それについては、あくまでも出された部分が全てであるという部分でし  
か申し上げようがありません。それについては、今よかった悪かったというところまでは  
言及はできないものと思っております。

星野委員　住民訴訟に対する最高裁の判断は、この瑕疵担保請求の可否を争うことについて  
は、行政裁判の対象ではないとの判断であると解してよろしいのでしょうか。

桑原総務政策部長　今回の最高裁判決につきましては、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求  
権の請求行為、その請求行為の是非が争われたものであるということでありますので、損  
害賠償請求権そのものが、今回の判決で認められたか否かというところを、裁判所が判断

したものではないということでございます。先ほどの繰り返しになるかも知れませんが、今回の結果をもって裁判所が市の損害賠償の有無を認めたということではないということで認識をしてございます。

星野委員　ここまで混乱させてきたことに対する責任は、どのようにされるのでしょうか。

内田市長　私が就任してからということでありまして、これまでの方針に区切りをつけることとしたことでありますので、私の処分を考えていきたいと考えております。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 81 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手により採決します。本案が原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第 81 号 権利の放棄については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (2) その他

森島委員長　日程第 2、その他を議題とします。その他、執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆様から、ほかにご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会は、これで閉会いたします。

閉　　会 (11 : 46)